

通級による指導について

◆通級による指導を受ける場合、在籍は“通常学級”です！

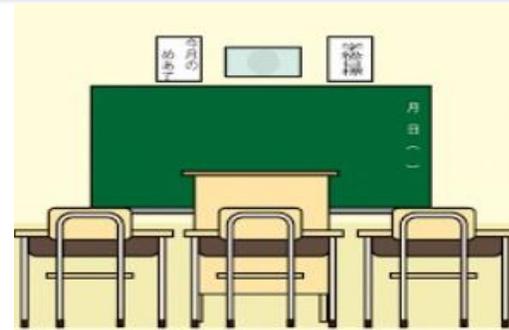
特別支援学級ほどの支援の必要性はないが、

個別の支援が必要な子供が**通って**指導を受けること

- ◆自立活動の指導を実施
- ◆個々の学習上又は生活上の困難を改善・克服する指導
- ◆教科指導ではありません

- ◆在籍は「通常学級」
(殆どの授業は通常学級で受ける)
- ◆週に1～8時間の範囲で通う
⇒何かの授業を抜ける
- ◆通級指導教室がない場合…

*特別支援学級の児童生徒は、通級による指導は受けられません。自分の学級で自立活動を受けます。



通級による指導の対象者の基準（25文科初第756号）

	障害の程度
視覚障害	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
肢体不自由 病弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的または機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す程度のもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
ADHD	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの